



トピックス



「着替えは労働時間ではない」と賃金支払わず 飲食大手に是正勧告

令和4年6月、従業員が制服に着替える時間などの賃金を支払っていなかったとして、飲食大手の企業（全国で800店以上展開）が労働基準監督署から是正勧告を受けました。

労働時間は、労働基準法第32条に規定されていますが、労働時間の定義までは示されていません。そこで、厚労省は、裁判例を踏まえ、ガイドライン（平成29年1月20日「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」）に労働時間の考え方を示しました。ガイドラインでは、着替えなどの時間は労働時間に含むと定められています。



再度確認！ 労働時間とは？

労働時間とは、「**使用者の指揮命令下に置かれている時間**」のことをいう。

（平成12年3月9日 最高裁第一小法廷判決 三菱重工長崎造船所事件）



【考え方のポイント】

1. 使用者の**明示的・黙示的な指示により労働者が業務を行う時間は労働時間**に当たる！
2. 労働時間に該当するか否かは、労働契約や就業規則などの定めによって決められるものではなく、**客観的に見て、労働者の行為が使用者から義務づけられたものといえるか否か等によって判断**される！

たとえば、次のような時間は、「労働時間に該当」します。

- ① 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行った時間
- ② 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手待ち時間」）
- ③ 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間（「自由参加」となっているものの、暗黙のうちに使用者や上司が威圧して参加せざるを得ない場合や参加しないことによって人事考課の査定や普段の業務に支障が出るような場合には、実質的に強制参加を言わざるを得ず、労働時間に該当します）。

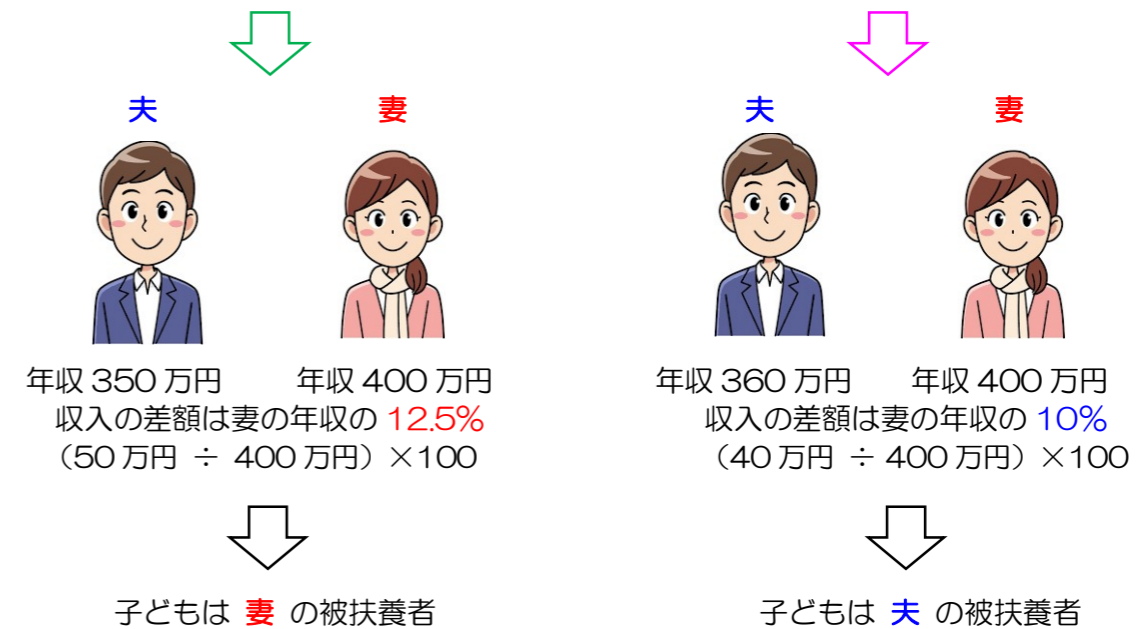
人事・労務

「健康保険に加入する共働き夫婦の子どもはどちらの扶養？」

共働きをする夫婦が2人とも健康保険の被保険者であった場合、養育する子どもを夫と妻のどちらの健康保険の被扶養者にするのか？について、2021年4月30日に厚生労働省から、「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」という書面により、基準が明確にされています。

基準）「**年収が多い方の親の収入額**」に対する「**夫婦の年収の差額**」の割合が

1割超 ⇒ 年収の多い方、1割以内 ⇒ 主として生計を維持する方 の扶養となる



「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」

（保保発0430第2号 保国発0430第1号 令和3年4月30日）

- ① 被扶養者の人数にかかわらず、被保険者の年間収入（過去・現時点・将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの）が多い方の被扶養者とする。
- ② 夫婦の年収が多い方の1割しか変わらない場合、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。
- ③ 夫婦のどちらか（両方）が共済組合の組合員であって、その方に扶養手当等の支給が認定されている場合には、その方の被扶養者として差し支えない。
- ④ 被扶養者として認定しない保険者等は、当該決定に係る通知を发出し、それを次に届出を行う保険者等に提出する。
- ⑤ 次に届出を受けた保険者等は、審査の結果、他保険者等の決定につき疑義がある場合には、届出受理後5日以内に、不認定に係る通知を发出した他保険者等と協議する。この協議が整わない場合には、初めの保険者等に届出が提出された日の属する月の標準報酬月額が高い方の被扶養者とする。標準報酬月額が同額の場合は、被保険者の届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。
- ⑥ 夫婦の年間収入比較に係る添付書類は、保険者判断として差し支えない。

フクシマ社会保険労務士法人

労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 広島一人親方同友会

〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F

TEL: 082-293-8102 FAX: 082-293-8104

E-mail: info@jinji-fuku.jp

URL: http://www.jinji.fuku.jp

